

北海道森林づくり条例

平成14年3月29日北海道条例第4号
(最終改正 令和3年10月19日)

目次

前文

第1章 総則（第1条 — 第8条）

第2章 森林づくりに関する基本的施策（第9条 — 第23条）

附則

前文

我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の森林は、えぞまつやみずならに代表される天然林やからまつなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、私たちにとってかけがえない貴重な財産となっている。

また、私たちは、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、様々な形で暮らしに活かす木の文化に親しみ、そのぬくもりの中で潤いのある生活を営んできた。

しかしながら、これまで森林には、木材を供給する役割に重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もあった。

加えて、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞しており、このままでは、森林の整備や保全に支障を来して、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

私たちは、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるため、林業活動等の活発化や山村地域の活性化を図りながら、協働して、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継がなければならない。

また、このような森林づくりを通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成や北海道らしい景観づくりにも貢献していく必要がある。

このような考え方に立って、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林づくりに関し、基本理念を定め、並びに道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 森林所有者 道内に所在する森林の所有者（国及び市町村を除く。）をいう。
- 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

2 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。

3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（森林所有者の責務）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならない。

2 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

（森林づくりに関する基本的な計画）

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 計画は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第10条に定める環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、水産業及び景観づくりに配慮したものでなければならない。

5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

6 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会の意見を聴かななければならない。

7 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（森林づくりを進めるための指針）

第10条 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、指針を定めるに当たっては、道民、森林所有者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 道は、指針の普及に努めるとともに、これに基づく森林づくりの取組を促進するものとする。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

第11条 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業の健全な発展）

第12条 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、労働安全衛生の確保に努めながら、森林の施業を適切に実施することができる林業事業者（森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等をいう。）の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、道は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

（木材産業等の健全な発展）

第13条 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、林産物の需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内における地域材（道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたものをいう。以下この項において同じ。）の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する建築物における地域材の利用については、同法第11条第1項の方針に基づくものとする。

3 道は、木材産業等の経営基盤の強化を図るため、林産物の流通及び加工に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林資源の循環利用の推進）

第 14 条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用（森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うことをいう。）を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（道民の理解の促進）

第 15 条 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年の学習の機会の確保）

第 16 条 道は、青少年の森林を大切にする心を培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民等の自発的な活動の促進）

第 17 条 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（木育の推進）

第 18 条 道は、森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保及び道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の取組を推進するものとする。

（山村地域における就業機会の確保等）

第 19 条 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、山村地域における就業機会の確保、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林づくりに関する技術の向上）

第 20 条 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民の意見の把握等）

第 21 条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

（道有林野の管理運営）

第 22 条 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

（財政上の措置）

第 23 条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 北海道林業振興審議会条例（昭和 56 年北海道条例第 4 号）は、廃止する。
- 3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 21 年 7 月 10 日条例第 71 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の北海道森林づくり条例第 25 条第 1 項の規定により北海道森林づくり審議会の委員に任命されている者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 58 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 19 日条例第 38 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。